

社会的養護の社会化フォーラムを通して、松阪地域にも子どもに関わる活動をしている団体はたくさんあることがわかりました。各団体がつながり合えるように、このコーナーで紹介させていただきます！



園長の祖父江恵美さんに話を聞きました。今年で10年目になる笑びすや農園は、松阪市から特定農地貸付法の第一号の市民農園として開園されました。きっかけは高齢化で田んぼをやめてしまう人が多く、空いている農地を何とか有効活用出来ないかと思っていたところ、子どもの頃、近所に3軒ぐらいで農地を耕して野菜をやり取りしていたのを思い出して、子どもや高齢者が集える市民農園を作りたいと思ったそうです。スマホも使えないおじいちゃんが、鍬を持ったらサクサク農作業が出来たり、草抜きしたら凄い！とおじいちゃんの良いところが子ども達に伝えられたらいいな、と思っているそうです。農園に毎日来ているおばあちゃんに近所の子ども達が挨拶をするなど、高齢者の生きがいや子ども達との交流が生まれています。その他にも、6月には玉ねぎの収穫をして枝豆の苗を植え、10月には枝豆を収穫して玉ねぎの苗を植えるなど、1年を通して野菜ができることを学んだり、収穫祭でサツマイモを焼いて、そのサツマイモのつるで12月にはリースを作ったりしています。農園利用者だけでなく地域の居場所にもなっています。人とのつながりを生む農園が各地に出来たらいいと話されました。

おしらせ
里親シンポジウムを開催します

子どもは家庭での生活を通じて養育者との愛着関係の中で育ちますが、県内には様々な理由から家庭で生活できない子どもが500人余りいます。すべての子どもたちが豊かな子ども時代を過ごすために私たちに何が出来るかを考えます。

日時：2021年10月31日(日)
13時～16時
会場：三重県人権センター
※参加申し込みは下記事務所まで

●チャイルドラインMIE 0120-99-7777

(きいてほしいな...)

子どもの心を受け止める 毎週 月曜日～日曜日
18歳までの子ども専用電話 午後4:00～午後9:00

●こどもほっとダイヤル 0800-200-2555

(助けて！も言える)

子どもだけが相談できる 毎日
18歳未満の子どものための 午後1:00～午後9:00
相談電話 (12月29日～1月3日はお休み)



特定非営利活動法人 松阪子どもNPOセンター

〒515-0084 松阪市日野町788 カリヨンプラザ1F (開所日・時間 月～金10:00～17:00)
TEL 0598-20-8344 FAX 0598-20-8345 ホームページ <http://www.mknpj.jp/> eメール info@mknpj.jp

●この会に賛同し、会を支えてくださる個人・団体の方を募集しています●

正会員：年1口5,000円 支援会員：年1口3,000円 賛助団体会員：年1口10,000円
※入会金：300円

会員数 正会員：20名 支援会員：87名 賛助団体会員：24団体 (9月末日現在)

【賛助団体会員】 (敬称略)		
株式会社アクアメディカル	医療法人 河合産婦人科	東海印刷株式会社
医療法人 イワサ小児科	健康体操 ひまわり会	東海シール株式会社
うれしの 太田クリニック	株式会社 阪本事務機	Smile Loop Photo
株式会社 SK スズキ	医療法人 桜木記念病院	ナガフジ産業有限公司
医療法人 大久保クリニック	ささおこどもクリニック	はせがわこどもクリニック
おたクリニック	医療法人 地主矯正歯科クリニック	万協製薬株式会社
	鎮守の森を夢見る会・その二	株式会社 富士土地
		他一団体

K O D O M O 21

子どもたちがのびやかで豊かな「子ども時代」を過ごすために

Autumn NO.213

2021年10月1日

発行元：特定非営利活動法人
松阪子どもNPOセンター

相互援助の輪を
地域で広げていきます



今年度より、「産前・産後サポート」「はっぴいサポート」「シニアサポート」の3つの事業を始めています。これらは、ファミリーサポートセンター事業ではできない「ちょっと助けて！」という方を、地域の中でサポートしていきます。「お互いさま」の相互援助の輪を、地域で広げていきたいと思えます。

産前・産後サポート

対象：出産予定日1か月前から
1才までの赤ちゃん和家庭
時間：1日2～3時間
内容：沐浴の補助、軽い家事、赤ちゃんの居室の片付け、掃除、洗濯、買い物等

はっぴいサポート

対象：支援の必要な18才までの子ども
時間：1日2～3時間
内容：通学、通所などの付き添いや訪問での見守り

シニアサポート

対象：65才以上の高齢者
時間：1日2～3時間
内容：・外出時の付き添い(病院・買い物・趣味・お墓参り等)
・家族の方が不在時のお世話(安否確認・話し相手)
・食事の簡単な下準備(調理はしません)、
・片付け、掃除、洗濯等の家事
・その他、センターが認める範囲内で必要なサポート
※ただし以下の援助は行いません
・医療行為など、特定の資格や特殊な機械器具等が必要な専門的な介護
・寝たきりの高齢者等に対する介護
・その他、金銭管理・家族に関わる家事など



<ご利用料金(3事業共通)>

※10月1日からの料金です。別途消費税がかかります。

利用日	利用時間	1時間につき
平日	8:30～19:00	1,300円
土、日、祝日	上記時間以外	1,400円
年末年始(12月29日～1月3日)		1,500円

※ただし、シニアサポート利用会員は入会金、年会費が必要です。

入会金	1,000円
年会費	2,000円

今年度は
入会金・年会費
無料!!

入会は
お早め!!

子どもの権利条約を学ぼう

～条約からみる子どもの権利～

子どもの権利条約

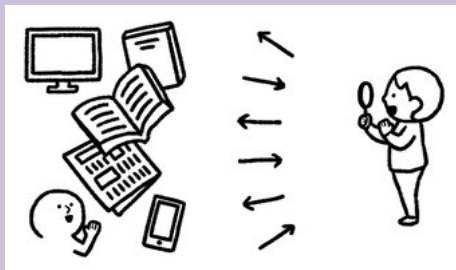
第12条「意見・気持ちを表す権利」

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条「表現の自由」

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。



イラスト：性の絵本7「子どもの権利条約」より

第13条では、子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっているとうたわれており、服装や髪形などのファッションによる表現方法で自分の考えを伝えることも権利のひとつです。

私は中学生になったときに足に火傷があり、校則で決まっていた制服のスカートに短いソックスを履くことがとても勇気のいることでした。親にズボン履きたいと言いましたが、そんな子はいないと言われ聞いてもらえませんでした。体育の時間には女子はブルマーをはくことになっていて、それも先生に直接「私はやけどをしているので、傷を見られるのが嫌でブルマーをはくのが嫌です」と伝えましたが決まりだからと言われ、授業を休んだりすることもありました。とても複雑で辛かったことを思い出します。大人には「そんなこと」と思うことでも子どもの私には大変な事でした。

第12条では、子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っており、その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければならないとうたわれているとおり、子どもが自分たちに関わる意見を表したとき、制服のことであれば、子どもと親、教師で話し合い一緒に考えて決めていくことが大事ではないでしょうか。私の場合は、意見を言ってもきちんと受け止めて聞いてくれる大人は誰もいませんでした。一緒に考えてくれる大人の存在がとても大切だと思います。

また、今は、誰もがスマートフォンやパソコンを使って、自由に情報を得たり、発信したりすることができる時代です。子どもたちの日常にもスマホなどによる情報の受発信が浸透し始めています。インターネットで情報を受けたり発信したりすることも表現の自由の一つですが、SNSによるいじめや犯罪のニュースも少なくありません。子どもたちを危害から守るという理由で、家庭や学校、地域で制限を設けている例もあると思います。一方的に制限するだけではなく、新しい情報技術を積極的に活用して学べるよう支援することで、子ども自らが身を守り他人に迷惑をかけたり傷つけたりしない力をつけることができるのではないのでしょうか。

子どもたちは、たくさんの情報や考えに触れて、豊かな発想で意見や音楽や芸術、スポーツなど様々な形で表現する能力を発達させていきます。制限や禁止するだけでは表現能力の発達を妨げてしまうと思います。子どもが、気持ちや感じたことを伝えたり、自分の意見を表したりしたとき、受け止めて一緒に考えることが大事だと思います。

活動からみえること

チャイルドラインからみえる子どもたち



2020年度チャイルドラインで受けた三重県発信の電話は6,175件ありました。チャイルドラインは、指示しない、指導しない、傾聴する子ども専用電話です。かけてくる子どもを主体として捉え、気持ちに寄り添うことで、子ども自らが問題解決していくことを大切にしています。

コロナ禍で子どもたちの生活は変わり、家庭で過ごす時間が増えストレスを抱えることになりました。「さみしい」「ひとりぼっち」など孤独を感じているという電話があります。普段から話を聞いてもらえないために、悩みを話せず、苦しい、悲しい、辛いなどの感情を表現できない子どもたちもいます。「勉強についていけない自分はダメ」「親や先生の願いをかなえるためにずっと我慢してきた」「親に心配をかけたくない」と大人からの期待に答えられない自分を嫌悪する言葉や、心配かけまいと登校している姿があり、大人の価値観を押し付けられ悩み苦しんでいる様子がありました。子どもたちの意見表明権や参加する権利が保障されていないことが伺えます。

子どもにやさしいまちづくり

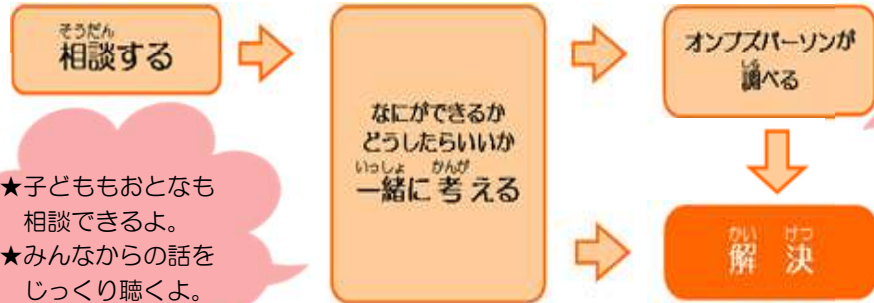
子どもオンブズパーソンって？

子どもオンブズパーソンは、子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視する役割を果たします。また、子どもの代弁者として、子どもの権利の保護・促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告をします。

このため、子どもオンブズパーソンは、子どもとの対話や子どもから意見を聞くことを大切にしています。不利な立場におかれた子ども達、例えば虐待や社会的養護を受けていたり、障害を持っていたり、少年院や児童養護施設にいる子どもたちに会いに行く権限を持っています。

「子どもの人権オンブズパーソン」というのは、兵庫県川西市が日本で最初に設置した、子どもの人権救済のための公的第三者機関の名称です。1998年12月に「川西市 子どもの人権オンブズパーソン条例」が制定され、翌99年4月に設置されました。準備期間を置いて同年6月から、子どもオンブズパーソンとしての活動が始まりました。

子どもの話を丁寧に聴き、気持ちを受けとめ、子どもと対話を重ねて一緒に問題解決へと取り組む子どもオンブズパーソンの制度は、子どもの意見表明権の保障をとおして子どもの最善の利益を保障するもので、子どもが安心して相談できるために大切な役割を担っており、松阪市にも必要だと感じます。



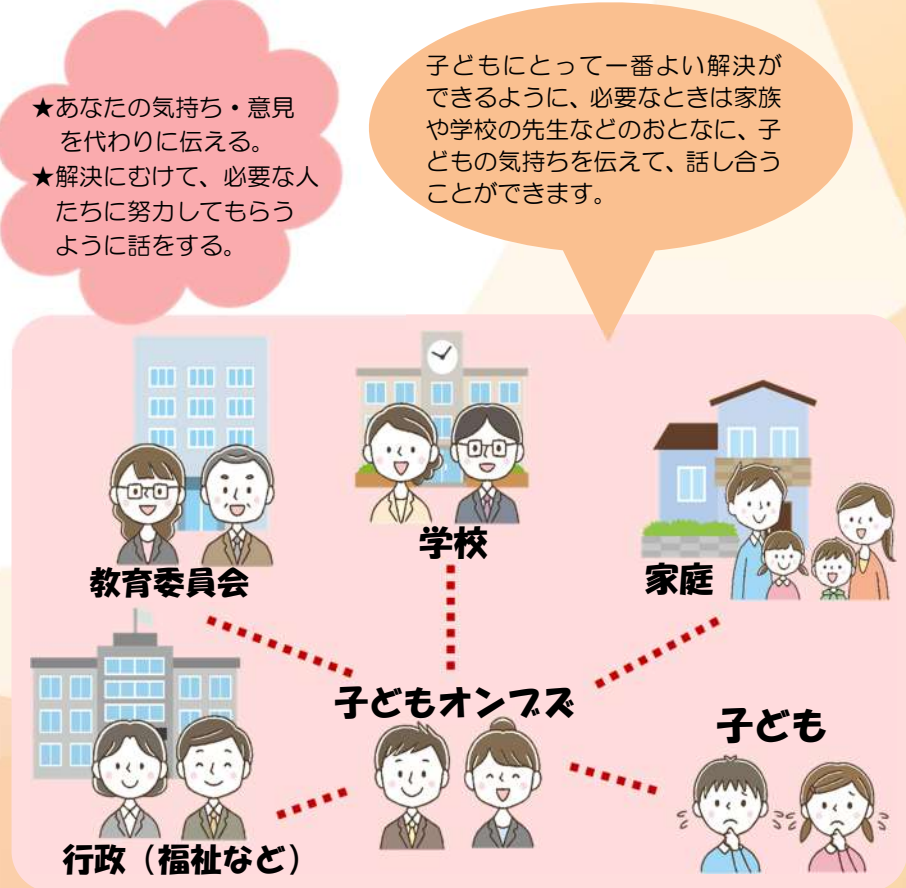
- ★子どももおとなも相談できるよ。
- ★みんなからの話をじっくり聴くよ。

- ★あなたの気持ち・意見を代わりに伝える。
- ★解決にむけて、必要な人たちに努力してもらおうように話をします。

子どもにとって一番よい解決ができるように、必要なときは家族や学校の先生などのおとなに、子どもの気持ちを伝えて、話し合うことができます。

「つらい」「悩んでいる」「暴力を受けた」「いじめられた」「助けて！って言いたい」

こんなとき、子どもの話をじっくり聞いて、どうすればよいか、一緒に考えます。話してくれたことを、勝手に人に言うことはありません。秘密は必ず守ります。川西市では、電話、面談、手紙、FAXで子どもたちの声を聴いています。



(川西市ホームページを参考に作成しました)